

まつやま農業委員会だより

第90号
令和6年3月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571(TEL.089-948-6631)
印刷 株式会社プロックス

第237回松山市農業委員会総会



会長就任あいさつ

この度、農業委員会の任期満了に伴い令和5年7月20日に行われた第237回総会において会長の重責を担うこととなりました。市長より任命されました24名の農業委員各位のご推挙により前回に引き続き会長職という大役を拝命し、改めて身の引き締まる思いであります。また、農地利用最適化推進委員の24名を新たに委嘱し、本市の農業の更なる発展のため、委員の皆様と共に農業委員活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本市の農業は、担い手不足や高齢化が進み遊休農地や鳥獣被害の発生など依然として厳しい環境下におかれ、新型コロナウイルス感染症による日本経済へのダメージは徐々に回復に向かうも、ウクライナ侵略や中東での紛争など世界情勢の不安定さが影響し、原材料の不足による肥料や資材の高騰など農業経営に大きな影を落としています。

このような中、農業委員会では、主たる使命である農地利用の最適化を推進することで地域農業の振興に努めていますが、市が取り組んできた「人・農地プラン」が法定化され「地域計画」となったことで、幅広く農業の担い手を確保することや、これらの担い手に優良な農地をどのように引き継ぐのかを具体的に示すことが必須となったことから、「地域計画」の元となる「目標地図の素案」の作成に取り組んでまいります。

最後になりましたが、引き続き皆様方より一層のご支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 寺井 克之

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ◆年間60日以上農業に従事
- ◆国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ◆65歳未満
(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)



お問合せ先
農業委員会事務局
農政担当
(TEL 089-948-6631)

第25回 JAえひめ中央ぶどう果実品評会



ぶどうの出荷最盛期を迎えた9月2日(土)JAえひめ中央伊台支所で「第25回JAえひめ中央ぶどう果実品評会」が開催されました。

6月の豪雨がぶどう果実の育成時期と重なりましたが、その後は好天に恵まれ、生産者の豊かな経験と高度な栽培技術により、今年も糖度が高く品質のよいぶどうが多く出品されました。

その中で、只信省三さん(伊台)の「シャインマスカット」が、松山市農業委員会会長賞を受賞しました。

今回受賞された只信さんは「今年は暑い日が続く、シャインマスカットは特に暑さに弱いので影を作るなど育てるのが大変だったが、糖度も色づきも粒の大きさも申し分ないぶどうができた。受賞できてとても嬉しい。」と晴れやかな笑顔で話してくれました。



人・農地プランから地域計画へ

農地を維持し、集約化や人の確保等を目指す農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和4年5月に成立しました。高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大などが懸念される中、これまでは人と農地の問題を解決するため「人・農地プラン」を策定してきましたが、今後は、農地1筆ごとに10年後の耕作予定者を記載した「目標地図」を含む「地域計画」を策定することとなります。

そこで、市町村は農業委員会が作成する目標地図の素案を基に、地域農業の将来の在り方について話し合う場である「協議の場」を開催し、令和7年3月末までに地域計画を策定します。

目標地図は、農業委員会が聞き取り等により収集した農地の出し手・受け手の意向と将来の受け手をイメージとして地図に表示するものであり、直ちに権利が設定されるものではありません。権利設定のタイミングは、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいものとされています。

お問合せ先

松山市農水振興課
担い手育成担当
(TEL 089-948-6566)

農業委員会事務局
農政担当
(TEL 089-948-6628)

農家住宅を建築する者の要件

農家住宅を建築するには、土地の地目にかかわらず、右の要件を満たす必要があります。また農地を転用する場合には、別途農地転用許可申請が必要です。農家住宅を建築される場合は、個別に農業委員会事務局までご相談ください。

【お問合せ先】

農業委員会事務局 農地調整・転用担当
(TEL 089-948-6630)

1. 農業者自身が建築する場合

①自己の所有かつ耕作農地が松山市に10a以上あり、その農地を自分で耕作している者(※1)

2. 農業後継者が建築する場合(①~④を全て満たす必要あり)

①(※1)の推定相続人の一人

②(※1)と同居する世帯員(住民票の届出日から1年以上経過)

③年間を通じて農作業に従事しており、将来も従事することが確実

④(※1)の後継者となる者であり、かつ農業を継ぐことが確定している者
(推定相続人全員からの承諾書必要)

農地の賃借料情報の提供

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりです。(10a当たり・年額)

☆平成21年12月施行の「農地法の一部を改正する法律」により、標準小作料は廃止されました。

☆金額はあくまでも参考です。実際の契約を拘束するものではありません。

1 田(水稻)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	7,600円	22,000円	4,200円	53件
旧北条市	6,200円	8,000円	4,800円	17件
旧中島町	該当なし			
2 畑(普通畑)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	13,900円	28,100円	3,000円	21件
旧北条市	62,500円	70,000円	10,200円	8件
旧中島町	該当なし			
3 畑(樹園地)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	7,500円	10,000円	3,800円	10件
旧北条市	16,500円	26,100円	7,400円	18件
旧中島町	該当なし			

※1 旧松山市、旧北条市、旧中島町の地域別に集計しています。

※2 件数は集計に用いた筆数です。

※3 金額は100円未満を四捨五入しています。

農地利用最適化推進委員(24名)



任期満了により退任された委員の方々(27名)

- 中野 泰(五明) ●丹生谷博一(久谷) ●青井和子(興居島) ●野村幸雄(北条) ●西垣政美(立岩) ●脇田忠雄(西中島)
- 重松一広(伊台) ●平岡量二(久谷) ●杉野猛志(興居島) ●荻山民之(難波) ●中川 均(河野) ●井上繁人(神和)
- 敷村光良(小野) ●江戸貴幸(桑原) ●渡部孝志(久枝) ●田中昌俊(難波) ●松本茂樹(栗井)
- 仙波勝博(久米) ●木村政寛(垣生) ●渡部泰明(和気) ●渡部敏久(正岡) ●山口晃嗣(東中島)
- 橘 秀敏(久谷) ●秀野隆昭(生石) ●小笠原壮一(和気) ●渡部丈司(浅海) ●高橋定行(東中島)

農地バンクへの移行

令和5年4月1日の法施行に伴い基盤法による利用権設定は終了しますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間は経過措置があります。

なお、地域計画が策定された地区では経過措置が終了することとなり基盤法による利用権設定はできなくなります。

令和7年4月1日以降は、策定された地域計画を基にして農用地利用集積等促進計画(農地バンク)による設定等を進めていくことになります。

〈お問合せ先〉

農業委員会事務局 農政担当(TEL 089-948-6628)
 農水振興課 担い手育成担当(TEL 089-948-6566)

令和6年度 総会予定

申請締切日		開催予定日	
月	日	月	日
3	18(月)	4	10(水)
4	18(木)	5	10(金)
5	17(金)	6	10(月)
6	18(火)	7	10(水)
7	18(木)	8	9(金)
8	16(金)	9	10(火)
9	18(水)	10	10(木)
10	18(金)	11	11(月)
11	18(月)	12	10(火)
12	18(水)	1	10(金)
1	17(金)	2	10(月)
2	18(火)	3	10(月)

新役員

- 会長 寺井 克之 会長代理 池田 友邦
 幹事 池田 功 幹事 家久 英雄
 幹事 南 耕一 幹事 森川 深雪

農業委員改選による新体制

農業委員の任期満了に伴い、令和5年7月、市長から任命された農業委員24名と農業委員から委嘱された農地利用最適化推進委員24名、合わせて48名の新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が誕生しました。

7月20日には、農業委員の辞令交付式及び第237回総会が開催され、会長及び会長代理者の選任並びに農地利用最適化推進委員の選任が行われました。

農業委員(24名)



全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載!

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額700円(送料共)
- お問合せ 農業委員会事務局 TEL 089-948-6628